

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日)

開催日時及び場所	令和5年7月21日(金) 午前10時00分から	
出席委員の氏名及び職業	岡田 陽介(愛媛大学 法文学部 准教授) 横本 恭弘(社会保険労務士法人横本事務所 社会保険労務士) 仁部 祐二(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 中田 良子(税理士法人 asitao 税理士) 郡司島 宏美(愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授)	
抽出案件	総件数5件	
一般競争入札	2件	(備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。中田委員が案件抽出。
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。	

意見・質問	回答
<p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>小野中学校夜間照明設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加できる対象者をどのくらい想定していましたか。 ・入札参加資格条件で工事成績評定点の平均点 65 点以上となっていますが、この点数は案件ごとに変りますか。 ・入札参加資格条件で工事成績評定点の平均点 65 点以上となっていますが、これが合格点と思うのですが、例えば工事全体の平均点はどのくらいでしょうか。 <p>震対4基幹15号城北系送水管布設替及び推進工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格と最低制限価格の違いは何ですか。 ・入札額が数千円レベルで推移しているように見受けられ、落札決定者と失格者の入札額も差が無いように思われます。これが調査基準価格とのことですが、調査基準価格の基準について教えてください。 ・入札条件として、過去 15 年の元請として口径 800 ミリと、1 件の請負金額 5,000 万円以上の 2 つの条件がありますが、口径 800 ミ 	<ul style="list-style-type: none"> ・25 者以上を想定し、結果 14 者から申請がありました。 ・変わりません。 ・令和 3 年度は、全体の工事成績平均点が 75.9 点、70 点以上の全体に占める割合が約 96%になります。 ・設計金額 5,000 万円以上の案件は調査基準価格、5,000 万円未満の案件は最低制限価格を設定しています。 ・基準は国が出している低価格設定モデルの係数を使って基準値を決めています。入札額が調査基準価格に近くなるのは、他の案件の情報から価格を類推しているため、調査基準価格に近い入札となっているものと思われます。 ・はい。推進工法には種類があり、口径 800 ミリ以上を中大口径推進工法、口径 700 ミリ以下を小口径推進工法と呼んでいます。工法

<p>りというのは工事案件ごとで変わりますか。</p> <p>・この落札価格規模になると、国とか県では総合評価方式を導入していると思います。この案件では入札参加条件をクリアして、さらに入札価格が予定価格を下回る一番金額の低い業者が落札する仕組みになっていますが、松山市では価格以外の要素で評価することはしないのでしょうか。</p>	<p>よって難易度も変わるため、今回の案件にあった条件付けをしています。</p> <p>・総合評価方式は松山市でも採用しており、価格のほかに技術的な要素を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価するものです。こういった案件は年間を通じて提案等を求める案件かどうか決定していますが、今回の案件は提案を求める案件ではないと判断しています。</p>
<p>【指名競争入札】 石井1号污水管工事（22-1）</p> <p>・2者失格ということですが、失格の理由は何ですか。</p> <p>・最低制限基準価格、変動係数、最低制限価格はどういう関係になりますか。</p> <p>・最近では資材価格の上昇がよく言われていますが、どのように反映しているのですか。</p> <p>施設4支管50号配水管布設替工事（市坪南1）</p> <p>・入札を辞退した理由は何ですか。</p> <p>・20者のうち11者応札、9者辞退と説明が</p>	<p>・2者とも最低制限価格を下回ったためです。</p> <p>・国が示しているモデルを踏まえて算出された金額が最低制限基準価格です。これにパソコンでランダムに発生させた100通りの変動係数を掛けたものが、最低制限価格になります。</p> <p>・契約書の中にスライド条項等がありますので、条件に合致したものは、協議のうえ、変更契約を行っています。</p> <p>・推測になりますが、業者の手持ち工事の状況や、業務内容から判断して入札を辞退したものだと思われます。</p> <p>・入札期間中に入札を辞退したものです。</p>

<p>ありましたが、辞退者は応札したが、その後辞退したということですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20 者まで指名業者を広げるのは一定数の辞退者を見越してのことだと思いますが、20 者に広げる場合は近隣から指名業者の枠を広げているのでしょうか。 ・一度 10 月に不調となったとのことですが、その理由は何ですか。 ・不調になった場合に、予定価格は変更していますか。 ・再度入札する場合は、同じ業者を指名するのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の案件は 10 月に一度不調となった案件です。再度不調とならないように、当該地区の近隣から範囲を広げ、業者数も増やし入札を行っています。 ・推測になりますが、10 月頃は業者の手持ち工事が多くなる時期で、不調になりやすい傾向があります。 ・入札時期が変わりますので、その時々単価に直して発注しています。 ・地域性を考慮し、1 回目に指名した業者を含めて地域を広げて指名しています。
<p>【随意契約】 施設 4 修繕 1 号市之井手浄水場排水処理設備修理工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 者と随意契約をする場合は、価格交渉すると思うが、今回の案件は予定価格を下回る見積書の提出があったため、契約に至ったということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。金額を提示してもらい、予定価格を下回ったため契約に至ったものです。